

松本市告示第289号

松本市 eco オフィスマつもと認定制度実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年10月16日

松本市長 菅 谷 昭

松本市 eco オフィスマつもと認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松本市環境基本計画に定める本市が目指す環境像「清い水、深いみどりと青い空」の実現を図るため、低炭素型地域づくりの推進、車優先社会からの転換、ごみ減量の推進等環境に配慮した取組みを行う事業所を eco オフィスマつもととして認定することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(認定対象となる事業所の単位)

第2条 eco オフィスマつもとの認定の対象となる事業所の単位は、次に掲げるとおりとし、市内に所在するものとする。

- (1) 本店、支店、工場、営業所等、対外的に独立して事業活動を行っている事業所単位とする。
- (2) 複合施設、オフィスビル等で、事業活動を行っている事業所は、他の事業所と区画・区分ができる範囲を単位とする。

(認定ランク)

第3条 eco オフィスマつもとは、対象となる事業所が行う別表に掲げる項目の取組内容に応じ、当該取組内容ごとに定める点数と加点の合計点（以下「評価点の合計」という。）により、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める認定ランクに区分する。

- (1) 評価点の合計が19点以上25点以下の事業所 一つ星
- (2) 評価点の合計が26点以上32点以下の事業所 二つ星
- (3) 評価点の合計が33点以上の事業所 三つ星

(申請)

第4条 eco オフィスマつもとの認定を受けようとする事業所は、eco オフィスマつもと認定（新規・更新）申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(認定)

第5条 市長は、認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、第3条各号に掲げる区分により、eco オフィスマつもとの認定の可否及びその認定ランクを決定し、eco オフィスマつもと認定審査結果通知書（様式第2号）により当該事業所に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たり必要と認める場合は、現地調査、聞き取りによる調査等を行うことができるものとする。

3 市長は、第1項の規定により eco オフィスマつもととして認定した事業所に対して、eco オフィスマつもと認定証（様式第3号。以下「認定証」という。）及び認定ステッカーを交付するものとする。

4 eco オフィスマつもとの認定を受けた事業所（以下「認定事業所」という。）は、eco オフィスマつもとの認定ロゴマークを使用することができる。

5 認定事業所は、認定を受けたときから概ね1年後に環境報告書（様式第4号）を提出し、市長に取

組内容を報告するものとする。

(認定事業所名等の公表)

第6条 市長は、認定事業所の事業所名等及び前条第5項に規定により提出された環境報告書を市ホームページにより公表するものとする。

(認定の有効期間)

第7条 認定の有効期間は、認定の日から2年間とする。

(認定の更新)

第8条 認定の更新を希望する認定事業所は、認定の有効期間が満了となる日の1ヵ月前までに認定申請書に必要な書類を添えて、更新の申請を行うものとする。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、第3条各号に掲げる区分により、更新の可否を決定し、eco オフィスマつもと認定更新審査結果通知書(様式第5号)により当該事業所に通知するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、認定の更新に係る手続きは、第5条第2項から第5項までの規定を準用する。

(認定証の返還等)

第9条 認定事業所は、認定の更新を行わず、又は、認定の更新ができず認定の有効期間が経過した場合は、直ちに認定証及び認定ステッカーの掲出をやめ、認定証を市長に返還し、認定ステッカーを破棄しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定事業所としてふさわしくない事実が判明したとき、又は認定事業所が第3条各号に規定する基準を満たさなくなったときは、認定の取消しを行うものとする。

2 前項の規定により認定の取消しを受けた事業所は、直ちに認定証と認定ステッカーを破棄し、掲示してはならない。

(変更の届出)

第11条 認定事業所は、事業所の所在地、名称等に変更があった場合は、直ちにeco オフィスマつもと申請事項変更届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(表彰)

第12条 eco オフィスマつもと認定制度の推進に貢献した事業所を、eco オフィスマつもと優秀事業所として認定し、これを表彰することができる。

(表彰事業所)

第13条 表彰は、次の各号のいずれにも該当する事業所とする。

(1) 現に三つ星に認定されている事業所のうち、第8条の規定により認定の更新を申請し、引き続き三つ星に認定された事業所

(2) 過去にeco オフィスマつもと優秀事業所として表彰されたことがない事業所

(表彰の方法)

第14条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈することにより行う。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年8月3日から施行する。

附 則（平成28年10月11日告示第363号）

この告示は、平成28年10月11日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示による改正後の松本市 eco オフィスマつもと認定制度実施要綱の規定は、施行日以後の認定の申請に係るものから適用する。

附 則（平成30年10月16日告示第289号）

この告示は、平成30年10月16日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示による改正後の松本市 eco オフィスマつもと認定制度実施要綱の規定は、平成30年9月1日以後の認定の更新の申請に係るものから適用する。

別表（第3条関係）

1 地球環境

| 項目 | 細目 | 取組内容 | 点数 | 加点する取組内容 | 加点 |
|--------------|--------------|--|----|--|--------------|
| 低炭素型地域づくりの推進 | 省エネルギーの推進 | 事業所の日常的な省エネルギーの推進 | 1 | 計画的なエネルギーの減量（電気・ガス・水道・ガソリン・重油・軽油・その他）※減量したエネルギーが1種類又は2種類の場合に1点を加算し、3種類以上の場合に2点を加算する。 | 1 又は 2 |
| | | 設備面での事業所の省エネ化配慮 | 1 | | |
| | エコなエネルギーの利用 | 次に掲げる取組みのいずれかを実施していること。 (1) 薪ストーブ、ペレットストーブやペレットボイラーの設置 (2) 事業所への太陽光発電設備、太陽熱給湯設備の設置 (3) 太陽光・太陽熱以外の再生可能エネルギーの利用を促進する製品の利用・開発・販売 | 1 | | |
| 車優先社会からの転換 | 自動車利用の抑制・効率化 | 次に掲げる取組みのいずれかを実施していること。 (1) エコ通勤の取組みへの参加 (2) カーシェアリングの推進 (3) エコドライブの推進 (4) 時差通勤の実施 | 1 | 全従業員数の4割以上のエコ通勤の実施 | 2 |
| | | | | カーシェアリングの導入 | 1 |
| | | | | 自社の自動車の燃費の管理、改善 | 1 |
| | 次世代自動車の導入 | ハイブリッド車、電気自動車の導入 | 1 | — | — |
| | エコな運搬・輸送 | 次に掲げる取組みのいずれかを実施していること。 (1) 物流の効率化 (2) 輸送に鉄道や自転車等のエコな方法の利用 | 1 | — | — |

2 循環型社会

| 項目 | 細目 | 取組内容 | 点数 | 加点する取組内容 | 加点 |
|-------|------|---------|----|----------|----|
| ごみ減量の | 発生抑制 | 容器包装の削減 | 2 | — | — |

| | | | | | |
|--------|-------------------|--|---|---|---|
| 推進 | | 買い物袋持参運動への支援 | 2 | | |
| | ごみ減量の推進 | ごみ減量計画書の作成と積極的な減量の推進 | 2 | 自社のごみ量の把握と減量の達成 | 2 |
| | 食品ロスの削減 | 「残さず食べよう！」推進店・事業所の認定取得 | 2 | — | — |
| | リサイクルの推進 | 分別の徹底、再生利用の推進 | 2 | — | — |
| | グリーン購入の推進 | 事務用品へのグリーン購入製品の使用 | 2 | グリーン購入製品が全体の7割以上又は環境負荷低減に努めている企業からの購入が全体の9割以上 | 2 |
| 農林業の推進 | 環境に配慮した農業、地産地消の推進 | 次に掲げる取組みのいずれかを実施していること。 (1) 環境への負荷が少ない方法による農業の推進 (2) 遊休荒廃農地としないための手入れや貸出 (3) 地産地消の推進 (4) その他 | 1 | — | — |

3 生活環境

| 項目 | 細目 | 取組内容 | 点数 | 加点する取組内容 | 加点 |
|-------------|----------|-------------------------------------|----|------------------------------|----|
| 公害の防止と対策 | 公害の防止と対策 | 自社が引き起こし得る公害の把握、発生防止や対策に関するマニュアルの作成 | 1 | — | — |
| 廃棄物の適正処理の推進 | 廃棄物の適正処理 | 自社から出る廃棄物の種類の把握、その廃棄物ごとの適正処理の実施 | 1 | 自社から出る廃棄物の種類の把握と従業員への処理方法の周知 | 1 |

4 自然環境

| 項目 | 細目 | 取組内容 | 点数 | 加点する取組内容 | 加点 |
|-------------|-------------|--|----|----------|----|
| 野生動植物の保全と対策 | 自然環境の保護・保全 | 次に掲げる取組みのいずれかを実施していること。 (1) 自然環境に配慮した開発 (2) 「市民の森」など市民参加による里山等の整備への参加・支援 | 1 | — | — |
| | 生物多様性の確保 | 次に掲げる取組みのいずれかを実施していること。 (1) 外来種の駆除 (2) 森林の手入れや草刈り | 1 | — | — |
| 自然とのふれあいの推進 | 自然とのふれあいの推進 | 次に掲げる取組みのいずれかを実施していること。 (1) 自然環境調査や自然観察会への自社の人材・技術・情報等の活用の検討・協力 | 1 | — | — |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | (2) 自然の中で遊べる環境づくりへの協力・支援 (3) エコツーリズムの推進 | | | |
|--|--|--|--|--|--|

5 快適環境

| 項目 | 細目 | 取組内容 | 点数 | 加点する取組内容 | 加点 |
|------------------|-------------|---|----|----------|----|
| 松本らしい景観・文化の保全と創出 | 景観・文化の保全と創出 | 次に掲げる取組みのいずれかを実施していること。 (1) 文化資産の保存活動への参加・支援 (2) 五感に心地良い環境の創出 | 1 | — | — |
| 緑化と美化の推進 | 緑化の推進 | 次に掲げる取組みのいずれかを実施していること。 (1) 花いっぱい運動、オープンガーデン事業への参加・支援 (2) 事業所の緑化の推進 | 1 | — | — |
| | 美化の推進 | 次に掲げる取組みのいずれかを実施していること。 (1) 公園整備への参加・支援 (2) 環境美化活動への参加 | 1 | — | — |
| 親しめる水辺の創出 | 水辺の保全 | 河川愛護団体の活動への参加・支援 | 1 | — | — |
| | 地下水・湧水の保全 | 駐車場の透水性舗装や地下浸透柵の設置 | 1 | — | — |

6 共通する取り組み

| 項目 | 細目 | 取組内容 | 点数 | 加点する取組内容 | 加点 |
|---------|---------|---------|----|----------|----|
| 環境教育の充実 | 環境教育の実施 | 環境教育の実施 | 2 | — | — |